

# 新生 大阪アスベスト対策センターニュース

第4号 2023年12月

連絡先 南大阪法律事務所

弁護士 遠地靖

事務局長 伊藤泰司

taitoh@silver.ocn.ne.jp

## 忠岡町巨大産廃焼却場計画とアスベスト

泉大津と岸和田市の間に小さな忠岡町があります。ここに巨大な産廃焼却場を建設する計画が進められているのです。当然住民たちは、「一度立ち止まり、



住民としっかり話し合うことを求める」という署名を忠岡町民と周辺の住民から多数を集めて頑張っている。

この計画は、現在ある一般ごみのための焼却場を廃止し、廃棄物処理大手の大栄環境などの民間企業に丸投げして近畿一円の建設廃材を中心とする巨大な焼却炉（220トン炉）でこれまでの一般ごみ20トンも一緒に処理しようとするものです。

この計画のいろいろな側面についてはここでは差し置くが、この焼却場がもつアスベストの危険についてここでは皆さんに知っていただきたいと考えました。

### 焼却場世界1の日本

まず、焼却場はダイオキシンなどの有害物質を産生します。EUをはじめ世界では廃棄物を焼却するのではなく再利用、コンポストや埋め立てを中心に位置づけています。日本の廃棄物の77%が焼却、ダントツの世界1です。OECDの平均は22%です。

焼却炉予定地から同心円を描くと、泉大津市は4キロ圏内にほとんどがはいり、岸和田市も6キロ圏内に大半が含まれる。地図を見ていただければ近さがわかると思います。

そして何よりこの焼却場が、関西一円の建築廃材を処理するものであることです。建築廃材にはアスベストがつきものです。

焼却場に持ち込まれる建築廃材は木材などが中心だと考えられます。

### 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）の規定から

廃掃法では、廃棄物を「一般管理産業廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」に分けることになっています。

このうち特別管理産業廃棄物（特管産廃）は、廃油、廃酸、廃アルカリ、感染性廃棄物（病院から）、PCB処理物、廃水銀、廃アスベスト、鉍さい、汚泥、ばい塵などが指定されています。

「特管産廃」は、この産廃焼却場には持ち込まれないで、直接それらの処理施設に持ち込むことになっています。

ここで、「特管産廃」のうち、「廃石綿」と指定されているのは、レベル1建材、つまり吹付アスベストなどの除去ででたものだけ（もちろん、パイプの曲がりなどにある断熱材のアスベスト、レベル2も）を対象としたものであり、それらはアスベスト含有建築廃材のうちのごく一部と言っても過言ではありません。

### レベル3建材の廃材は、「一般管理産廃」

建築物や構造物の解体ででてくるアスベスト含有建材のうち、圧倒的な量を占めるレベル3建材（天井、床、壁材、屋根材、外装材など）は、「特別管理産業廃棄物」ではなく、「一般管理産業廃棄物」で、「廃石綿」ではなく、「石綿含有廃棄物」とされています。

これは、「混載」と言って、ほかの産業廃棄物と一緒に運搬することができます。つまり、ほかの建築廃材にまじって、レベル3建材やその欠片が産廃処理場や産廃焼却場に持ち込まれます。それはあたかも普通の日常茶飯の状態だと考えられます。

少し詳しく説明します。

レベル1、2の特管産廃のアスベストは、「混載」ができずそれらだけを、処理施設に運ばなければなりません。しかし圧倒的な量であるレベル3のアスベスト含有建材は、処理業者に運ぶことになっていますが規制も甘く、ほかの産廃と一緒に運ぶことができます。

ちなみに、レベル3建材が圧倒的とは、含有しているアスベスト量が建材のうち9割以上だろうと思われるという意味です。

### 取り残しと、廃材に混じるアスベスト

日本の法規制は欧米から30年ほど遅れていると言われ、アスベストの「取り残し」が非常に多いのです。

右の写真のように、解体現場で取り除かれた廃材には、吹付材などが大量に付着したままになってい



ます。もちろん、鉄骨がそのまま焼却場に届けられるわけではありません。

しかし事程左様に、建築物に大量に使われてきたアスベスト含有建材が、例えば廃木材にくっついて、あるいは混じって運ばれてきます。

板材とその裏側のアスベスト、例えばケイ酸カルシウム板（アスベスト含有率20%など）はきれいにはがして分別して運ぶことはほぼ考えられません。

アスベスト含有の接着剤が残った木材も大量にあります。

### 焼却場で燃やしたらどうなる

次にアスベストを焼却炉で燃やしたらどうなるかという問題を考えます。

まず、ごみ焼却炉の温度は800度から1000度です。ゴミは、燃焼温度が800℃以上で完全燃焼が促進され、ダイオキシン類などの発生を抑えられますが、1,000℃以上になると窒素酸化物の発生が急激に増えるため、800℃から1,000℃で維持するようにコントロールしています。

しかしアスベストは1,510℃にならないと溶融し、無害化しません。焼却炉は800～1,000℃ですから、焼却炉に入ったアスベストは溶融せず、大気に飛散します。

### 日本のアスベスト廃棄方法にも問題が

日本のアスベストの廃棄方法は、「廃石綿」も、「石綿含有廃棄物」も原則地中に埋めるというものです。

世界の流れは、溶融化して無害化して地中に埋めるというものです。ところが日本には、アスベストを溶融させる施設が山形と広島のみ2箇所しかなく、まだ実験段階のようなことになっています。

万博の工事が間に合いそうもない夢洲にも石綿廃棄物を埋めているということをお市の環境課の人にも認めています。

「地震大国」、「豪雨大国」、「火山大国」の日本で、巨大地震による山の崩壊や、熱海の盛土崩壊のようなことがいつどこで起こってもおかしくないのに、アスベストは埋め立てるということになっています。

建築廃材の焼却がメインの焼却場です。アスベストを広範囲に大量に飛散させる施設となる危険が一番大きいのではないかと考えざるを得ません。

このニュースの読者のみなさんに、忠岡町の焼却場問題に関心を持っていただき署名などにもご協力いただきたいと思います。

併せてアスベストの廃棄物の処理の問題についてもこれを機会に関心を払っていただきたいと思います。

## 大阪府で2022年度の結果報告 アスベスト事前調査報告せず112。 立ち入り検査の3割で法違反 「石綿なし」報告の5%で見落とし

2022年4月から解体や改修工事の際に「事前調査報告」を労基署や自治体に報告することが義務化

	件数	%
事前調査報告総数	16,300	
事前調査報告なし	112	
改修工事	13,850	85.0
解体工事	2,450	15.0

2022年度の建物改修・解体工事におけるアスベスト

(石綿)の調査結果報告が約1万6300あり、うち112件で報告がなかったほか、立ち入り検査をした3割弱で法違反が見つかった。また約5%で石綿の見落としも見つかっています。

石綿事前調査結果の報告制度により、約1万6300件の工事が報告された。うち改修工事が約1万3850件(約85%)と多く、解体工事は約2450件(約15%)。

		件数	%
解体工事のうち	石綿あり	1,040	42.4
	石綿なし	1,410	57.6

解体工事のうち、「石綿あり」と報告されたのは約1040件（約42%）で、「石綿なし」が1410件（約58%）。

これらのうち、1925件では大阪市が立ち入り検査を実施。解体工事で、工事着手前に立ち入り検査した845件のうち、28%弱にあたる233件で石綿事前調査結果報告の内容に不備があった。

また、現場に石綿調査結果の掲示がないなどの大気汚染防止法（大防法）違反が見つかった。

	件数	%
市の立ち入り件数	1,925	
うち解体工事	845	
上のうち調査報告書に不備	233	27.6
上のうち「石綿なし」	347	41.1
上のうち見落とし	17	

とくに845件のうち「石綿なし」と報告された347件について市が立ち入り検査で調べたところ、約5%（4.89%）にあたる17件で石綿の見落としが判明し、指導したという。

これらは大阪市議会のやり取りで明らかにされたものだが、事前報告がなかった工事など実際にはもっと多いと考えられます。

私たちは、「事前報告」を受け取り、書面から不正や不備を見つけ出せることや、現場で指導できるように市の担当職員には知識と技術を身につけてほしいと再三要求してきました。大阪市の報告は、一歩前進していることを実感するが、一層の努力を期待せずにはられません。

以上